

川崎市公告第767号

観光推進体制基盤形成支援業務委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

令和8年4月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 公募型プロポーザルに関する事項

- (1) 名称 観光推進体制基盤形成支援業務委託
- (2) 業務の内容
 - ア 業務全体の進行管理
 - イ キープレーヤー、プレーヤー、ステークホルダーのリストアップ
 - ウ 提案資料の作成
 - エ 協議への参加等
 - オ 各エリアの観光推進体制図（案）の作成
 - カ キックオフミーティングの開催
 - キ 個別ミーティングの開催
 - ク 持続的な推進体制の形成に向けた検討・提案・調整
 - ケ 有識者からの意見聴取（意見交換）
- (3) 委託期間 令和8年5月19日～令和9年3月24日まで

2 提案書の提出者の資格

プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 観光振興、まちづくり、エリアマネジメントに関する実績やノウハウがある者
- (2) 法人格を有する者
- (3) 令和7・8年川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種「その他業務」・種目名「その他」で登録されている者、または、登録申請中であり、企画提案審査会時点で登録される見込みである者
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者
- (5) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者
- (7) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者
- (8) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者
- (9) 団体又はその代表者が川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

3 提案者を特定するための選定基準

- (1) 事業目的の理解度
- (2) 企画提案の内容
- (3) 市民・事業者等との関係性
- (4) 事業実績
- (5) 独自提案の内容
- (6) 専門的知識・能力
- (7) その他（実施体制、業務計画等）
- (8) 概算見積額

4 担当部局

川崎市経済労働局観光・地域活力推進部
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電 話（直通）：044-200-0382 FAX：044-200-3920
メールアドレス：28kankou@city.kawasaki.jp

5 公募型企画提案実施要領の交付の期間、場所

- (1) 配付期間 令和8年4月10日（金）～4月16日（木）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ。

6 参加意向申出書の受付期間、場所及び方法

- (1) 受付期間 令和8年4月10日（金）～4月16日（木）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ。
- (3) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。）により提出する。
提出期限最終日の午後5時までに必着のこと。持参の場合は事前に電話にて連絡をすること。

7 企画提案書の受付期間、場所及び方法

- (1) 受付期間 令和8年5月1日（金）まで
- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
- (3) 提出書類 企画提案書、見積書、実施体制・主な事業実績、会社概要（パンフレット等）
- (4) 提出方法 期日までに電子メールにより提出すること（提出後に、必ず担当部局宛に電話連絡すること。）。提出期限最終日の午後5時までに必着のこと。

8 企画提案書に使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

9 契約書作成の要否

要する。

10 関連情報を入手するための照会窓口

4の担当部局と同じ。

11 その他必要と認める事項

(1) 業務規模概算額 9,999,990円(消費税及び地方消費税を含む。)

(2) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担の有無

企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(3) その他

ア 企画提案会(ヒアリング)は令和8年5月12日(火)を予定

イ 結果通知は令和8年5月13日(水)を予定

ウ 詳細については、観光推進体制基盤形成支援業務企画提案実施要領及び仕様書を参照すること